

富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書（案）

1 業務名称

富士見市地域公共交通計画策定支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、人口減少・超高齢社会及び地域公共交通を取り巻く社会情勢の変化並びに環境問題に加え、本市における地域特性、鉄道や民間路線バスなどの市内公共交通の運行状況や利用実績、公共交通に関するアンケート調査などを踏まえ、本市にとって適切かつ持続可能で利用しやすい地域公共交通ネットワークの形成のため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」という。）第5条に規定する地域公共交通計画（以下「本計画」という。）を作成するに当たり、必要となる調査・分析業務を委託するものである。

なお、本業務に当たっては、富士見市の最上位計画である富士見市総合計画（第6次基本構想及び第6次基本構想第2期基本計画をいう。以下「総合計画」という。）及び富士見市都市計画マスタープラン（令和3年4月策定、以下「都市計画マスタープラン」という。）、策定に向けて進めている富士見市立地適正化計画（案）やこれまでの富士見市地域公共交通会議及び富士見市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）での協議内容との整合を十分に図るとともに、地域交通法及び道路運送法など関係法令の趣旨・規定、国等の通知、国が策定している最新の手引き等（国土交通省が公開している「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」や「地域公共交通計画の「アップデートガイダンス Ver1.0」」等）を踏まえながら、協議会と協議し進めることとする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 業務対象区域

本業務の対象区域は、富士見市全域とする。

5 本計画の期間

令和10年度から令和14年度まで（予定）

6 業務の実施

- (1) 本業務の実施は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たり関係法令及び条例等を遵守すること。
- (3) 受注者は、発注者と十分な協議を行い、その意図や目的を十分に理解し

- た上で適切な人員配置のもとで業務を実施すること。
- (4) 受注者は、本業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
 - (5) 受注者は、自らの組織の中から、管理技術者を選任し、発注者に通知すること。
 - (6) 受注者は、本業務の一部を再委託する場合は、予め発注者の承認を得ること。
 - (7) 本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
 - (8) 受注者（再委託をした場合、再委託先事業者も含む。）は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

7 業務計画書の提出

- (1) 受注者は、契約締結後 7 日以内に業務計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を得ること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ① 検討業務内容
 - ② 業務遂行方針
 - ③ 業務詳細工程
 - ④ 業務実施体制及び組織図
 - ⑤ 管理技術者、照査技術者、担当技術者名簿及び経歴書
 - ⑥ 再委託等の協力者がある場合は、協力者の概要及び担当技術者一覧表
 - ⑦ 業務フローチャート
 - ⑧ 打合せ計画
 - ⑨ 連絡体制
 - ⑩ その他発注者が必要とする事項
- (3) (2) に定める事項に追加又は変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を得ること。

8 技術者の配置

本業務の遂行に当たり配置する管理技術者、照査技術者及び担当技術者については、管理技術者及び照査技術者に技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）（専門技術部門：都市計画及び地方計画）の資格を有する技術者を配置することとする。

なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、それぞれを兼ねることができないものとする。

9 打合せ及び記録の作成

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は常に密接な打合せ

を行い、業務方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が記録を作成し、発注者と相互に確認すること。

1 0 検査

- (1) 本業務が完了した時は、業務完了届とともに成果品を提出し、発注者の検査を受けること。
- (2) 業務完了期限前であっても、発注者が予め成果品の提出期日を指定した場合にはその指定する期日までに、その時点における成果品を提出し、検査を受けること。

1 1 成果品に係る著作権等

- (1) 受注者は、本業務に係る成果品、資料等の所有権及び著作権は全て成果品の引渡し時に発注者に譲渡するものとする。
- (2) 受注者は、発注者の承諾を得ることなく成果品等の内容を公表してはならない。
- (3) 受注者は、著作権法第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (4) 受注者は、発注者に引き渡した成果品の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証するとともに、第三者の有する著作権等を侵害した場合は、その損害を補償し、必要な措置を講じなければならない。
- (5) 受注者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

1 2 参照資料

- (1) 業務を進めるに当たり、以下の資料を参照とすること。
 - ア 国及び県が策定・公表している最新の資料
 - ①地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（国土交通省）
 - ②地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（国土交通省）
 - ③地域公共交通計画のアップデートガイドンス Ver1.0（国土交通省）
 - ④埼玉県における地域公共交通基本方針（埼玉県）
 - ⑤埼玉版スーパー・シティプロジェクトの基本的な考え方(骨格)(埼玉県)
 - イ 富士見市が策定・公表している資料
 - ①富士見市第6次基本構想・第2期基本計画（令和8年4月）
 - ②第3期富士見市キラリと輝く創生総合戦略（令和8年4月）
 - ③富士見市人口ビジョン（令和7年8月）
 - ④富士見市都市計画マスタープラン（令和3年4月）
 - ⑤富士見市公共施設等総合管理方針（令和3年3月改訂）
 - ⑥富士見市公共施設個別施設計画（令和3年3月）

- ⑦富士見市公共施設個別施設計画第1期実行計画（令和8年3月改訂）
 - ⑧富士見市庁舎整備に関する基本方針（令和4年3月）
 - ⑨富士見市新庁舎建設基本計画（令和6年3月）
 - ⑩第2期富士見市シティプロモーション戦略（令和8年3月）
 - ⑪富士見市こども計画（令和7年3月）
 - ⑫第4次富士見市地域福祉計画（令和8年3月）
 - ⑬第9期富士見市高齢者保健福祉計画（令和6年3月）
 - ⑭第6期富士見市障がい者支援計画（令和6年4月）
 - ⑮第2期富士見市健康推進計画～ハピネス健康ふじみ～（令和8年3月）
 - ⑯富士見市都市産業活性化ビジョン（令和8年3月）
 - ⑰第3次富士見市環境基本計画（令和5年3月）
 - ⑱第4次富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和4年3月）
- (2) 前記の資料は、ホームページから参照すること。
- (3) その他、受注者が要望し発注者が必要と認めた資料は貸与できるものとするが、貸与された資料は、善良な管理者の注意をもって管理し、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、発注者の認めるもの以外、これを公表し、貸与し又は複製してはならない。なお、本業務が終了したときは、貸与資料を速やかに発注者に返却するものとする。また、貸与資料の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととし、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

1.3 業務内容

本業務の内容は次に掲げるとおりであるが、実施に当たっては、受注者の企画提案内容を踏まえ、必要に応じてその内容や時期を発注者と十分に協議し、調整の上、内容を決定する。

(1) 地域公共交通計画作成支援

受注者は、次に掲げる事項について調査・検討・整理を行い、地域公共交通計画の作成支援をすること。

ア 計画準備

本業務の実施に当たり、合理的かつ正確に作業を実施するために実施方法、実施工程、業務体制等を記した業務実施計画書を作成する。また、作業実施に向け必要な資料収集作業を併せて行う。

イ 現状分析

現状分析に当たっては、次の(ア)～(エ)を踏まえ、本市の公共交通が目指すべき姿の設定のため、本市の公共交通を巡る現状を把握し、課題を洗い出すことで、今後本市の公共交通が目指すべき姿の方向性を整理する。

(ア) 本市の地域特性の把握

公共交通を巡る国・県・交通事業者の動向、既存資料や国等が提供するオープンデータから本市における人口構成・動態、将来人口推計、事業所・

従業員数、土地利用現況、公共施設や商業・医療・福祉・教育施設等の分布、道路整備状況、市民の移動実態・移動手段などを整理するとともに、人口・面積規模が本市と同等程度の自治体における公共交通施策などを調査し、比較分析する。

(イ) 上位計画・関連計画等との整理

本市の公共交通に関して、上位計画である総合計画や都市計画マスタープラン、富士見市新庁舎建設基本計画、富士見市公共施設等総合管理方針、その他市民の移動手段に関連する分野の計画を確認するとともに、策定に向けて進めている立地適正化計画（案）との整合を図りながら、必要に応じ庁内関係部署とのヒアリングや関東運輸局への相談等を実施するなど、本市のまちづくりの方向性と公共交通に求められる役割との関係性を整理する。

(ウ) 公共交通等の現況整理

本市内の公共交通に係る事業者等の現状・課題について、以下の内容を調査・分析し整理する。

- ①市内の鉄道に関する運行状況や市内各駅の乗降客数等
- ②市内の民間路線バスに関する運行状況、利用者数、路線・運行系統等
- ③市内を営業区域とする民間タクシーの事業者数、営業区域、車両数等
- ④市内循環バスに関する運行状況、利用者数、路線・運行系統、運行経費補助額等
- ⑤富士見市デマンドタクシー運行事業（以下「デマンドタクシー」という。）に関する運行状況、利用者数、利用実態、運行補助金額等
- ⑥シェアサイクル事業に関する利用者数、ステーション設置状況、利用実態等
- ⑦上記以外の富士見市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス・活動Aによる移動支援、福祉輸送、企業・福祉施設・病院などの送迎バス等の現状把握

(エ) 本市の公共交通に関するアンケート調査等

市民の移動実態、鉄道・バス・タクシーの公共交通の利用状況、市民ニーズや問題への認識等を把握するため、以下のアンケート調査を実施する。なお、アンケート調査には、調査票の企画・提案、調査票作成・送付・回収に係る必要物品の調達・印刷に係る費用、調査票の集計及び集計結果の分析・報告を含むものとする。また、アンケート調査については、回収率の向上に資する工夫をすることとする。

①市民アンケート

市民アンケート調査は、無作為抽出した市民3,000人を対象に、調査票を郵送し実施する。なお、調査対象者の抽出は市で行うものとし、実施期間は協議により決定する。

②公共交通利用者アンケート

(i) 民間路線バス利用者アンケート調査

民間路線バス利用者アンケート調査については、民間路線バスの利用目的・利用状況や利用ニーズ等を把握するために実施する。対象者は民間路線バス利用者とし、平日・休日の各1日、鶴瀬駅・みずほ台駅・ふじみ野駅付近にあるバス停で調査票を配布し、郵送又は直接回収することとする。なお、調査票印刷、配布調査日・調査時間や調査票配布数等は協議により決定する。

(ii) 市内循環バス利用者アンケート調査

市内循環バス利用者アンケート調査については、市内循環バスの利用目的・利用状況や利用ニーズ等を把握するために実施する。対象者は、市内循環バス利用者とし、平日・休日の各1日、市内循環バスに乗り込み、乗客に調査票を配布・郵送回収又は直接聞き取ることとする。なお、調査日・調査時間、調査票配布数等は協議により決定する。

(iii) デマンドタクシー利用者アンケート調査

デマンドタクシー利用者アンケート調査については、デマンドタクシーの利用目的・利用実態や利用ニーズ等を把握するために実施する。対象者は、デマンドタクシー登録者のうち無作為抽出した市民500人とし、調査票を郵送することとする。なお、調査対象者の抽出は市で行うものとし、実施期間は協議により決定する。

③関係者アンケート

本市の公共交通を巡る現状や取組内容・問題点等を把握するため、公共交通事業者、公共交通以外の輸送手段に係る関係者を対象に、郵送又は必要に応じて訪問等によるヒアリングを実施する。なお、ヒアリングを行う関係者及び実施時期等については、協議により決定する。

(2) 協議会及び庁内検討委員会の運営支援

ア 協議会の運営支援

現状分析やアンケート調査等を行うに当たり、協議会においてその内容等を協議するため、その開催に必要な資料作成、協議会への出席及び説明補助、協議会からの意見対応並びに会議録の作成等を行う。なお、協議会の開催回数は、令和8年度内3回程度の予定とする。

イ 富士見市市内公共交通庁内検討委員会の運営支援

本市の関係部署において公共交通を巡る現状や課題の共有と、関係部署との連携による公共交通のあり方等を検討するための富士見市市内公共交通庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）の開催に当たり、必要な資料作成、庁内検討委員会への出席及び説明補助並びに会議録の作成等の運営支援を行う。なお、庁内検討委員会の開催回数は、令和8年度内3回程度とする。

(3) 本市の公共交通を取り巻く現状等の取りまとめ

(1) を踏まえ、本市の公共交通が直面している状況、問題・課題点を整理し、立地適正化計画（案）の策定との整合を踏まえて導き出される目指すべき姿の方向性を中間報告として取りまとめを行い、協議会に報告する。

(4) 打合せ

本業務を円滑かつ効率的に遂行するため、適宜打合せ（令和8年度内3回程度）を行い、その内容について記録簿に作成し報告する。

(5) その他プロポーザルでの提案事項

1.4 成果品

受注者は、次に掲げる成果品を提出する。

- ①業務報告書 2部
- ②上記電子成果品 1式
- ③その他関係資料 1式

なお電子成果品はPDFファイルだけでなく、編集可能な電子データ（Word、Excel、PowerPoint等）も納品するとともに、成果品内で作成する表やグラフの元データ等は別途取りまとめて納品するものとする。

また、計画書、報告書及び関係資料の作成に当たっては、分かりやすく簡潔で明瞭なものとなるよう努めるとともに、必要に応じて図、グラフや表等を作成するものとする。

1.5 成果品の権利・使用

本業務における成果品の著作権及び所有権は富士見市に帰属する。なお、受注者は納品後、成果品の複写・他用途使用をする場合は、市の承諾を得ることとする。

1.6 その他の事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び仕様書の内容について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。
- (2) 本業務の受注の有無により、本業務以降における委託等、いかなる業務の受注を制限するものではない。

1.7 その他特記事項

(1) 立地適正化計画策定支援業務との連携

本業務については、立地適正化計画と相互に関連性の高い関係にあるため、発注者の指示に基づき、業務スケジュールの調整や情報共有するなど、効果的効率的な作成に向け緊密な連携・調整を図ること。

(2) 関係法令の遵守

本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

(3) 秘密保持

受注者は、本業務を実施するに当たって本市から取得した資料（電子媒体、文書等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報又は成果品等を、本市の許可なく、第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡等をしないことに加え、本

業務以外の目的で利用しないものとする。また、契約期間の終了又は解除後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、富士見市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）及びその他個人情報保護に関連する法規を遵守しなければならない。また、本業務に係る個人情報の漏洩、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。さらに、本業務で知り得た事項及び関係資料を当該業務に関わる者以外に市の許可なく漏らしてはならず、契約期間の終了又は解除後も同様とする。加えて、本業務終了時は、最新の本市の情報セキュリティポリシーに則り、本業務に係る個人情報を適切な手段で廃棄することとする。

(5) 情報セキュリティ管理

受注者は、本市の最新の情報セキュリティポリシーを遵守し、本業務の情報セキュリティの管理を行うこととする。また、受注者は、本業務に従事する者（再委託をした場合、再委託先の従事者も含む。）に対して、情報セキュリティ及び個人情報保護の教育訓練を行うこととする。

(6) 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部を再委託することはできない。ただし、本業務の一部の場合において、事前に再委託の業務内容、再委託先及び再委託期間を明記した再委託承諾申請書を提出し、本市の承認を受けた場合はこの限りではない。

(7) 本業務に係る経費の負担

本業務に係る資料等の作成に用いる消耗品費、交通費等受注者が本業務の遂行に要する経費は、すべて受注者が負担することとする。

(8) 契約不適合責任

納品検査後、受注者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は本市と協議のうえ、受注者の責任・負担において速やかに追完修補等の措置を無償時で実施することとする。

(9) 事故発生

受注者は、本業務中に事故が生じないよう細心の注意を払うとともに、万が一事故が生じた場合には、生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに市に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受注者が自己の責任において一切を処理するものとする。

(10) その他

本仕様書は、最低限の必要事項を掲載したものであり、掲載のないに定めのない事項については、本市と協議の上、決定する。